

廃棄物処理施設整備検討審議会傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物処理施設整備検討審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の制限)

第2条 傍聴人の定員は、10人とする。

(傍聴人の手続)

第3条 傍聴の手続に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 審議会を傍聴しようとする者は、受付時に氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。
- (2) 傍聴希望者が定員を超えている場合は、抽選により決定する。
- (3) 傍聴人の途中入退室は、審議会審査に支障をきたすため原則認めない。ただし、委員長が許可した場合は、この限りでない。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の事項に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 旗、のぼり、プラカードその他氣勢を示すおそれのあるものを所持する者
- (3) 前2号に定めるもののほか、人に危害を加え、審議会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 飲食し、又は喫煙しないこと。
- (2) 私語し、又は談笑しないこと。
- (3) 言論及び行為に対し、言語、拍手等をもって批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- (4) 前各号に規定するほか、秩序を乱し又は議事を妨害するような行為をしないこと。

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りでない。

(審議会の非公開)

第7条 委員長は、必要があると認める場合は、審議会の全部又は一部を非公開とすることができる。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 委員長は、傍聴人がこの要綱に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(報道関係者の取扱い)

第10条 報道関係者については、第2条及び第3条の規定は適用しない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審議会の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。